

社会福祉法人 明和会 役員等報酬規程

明和会規程第13号
平成29年3月18日 制定
(社会福祉法改正に伴う改定)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明和会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定等に基づき、役員（理事及び監事）、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に対し理事会が認めた場合に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める役員等報酬表に基づく額
但し、月途中での号俸変更および退任または就任については、日割により算定した額を支給する。また、常勤役員等の報酬総額は、前年度決算収入額の100分の5を上限とする。なお、理事長の号俸は20号俸以上とする。
- (2) 賞与については、別表2に定める額
但し、支給日に在任する者に限る。
- (3) 退職手当については、別表3に定める算定式により算出される額
- (4) 通勤手当については、キャリア職員給与規程第9条の規定に準ずる額
但し、施設及び本部事務局の職を兼務する者には適用しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
- (2) 通勤手当については、通勤届出書（様式1）によって届け出された実費額
但し、通勤届出書の届け出がないものについては、領収書等の支払いの証明ができるものをもって支払う。
- (3) 法人及び施設業務のための出張をしたときは、役職員旅費規程に基づく旅費（交通費、日当、宿泊料）の額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、キャリア職員給与規程第20条に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。
- (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3ヶ月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席したとき、その他法人及び施設業務のために出勤したときに、その都度支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬) 役員等報酬表

号 俸	支給基準額 (月額)	号 俸	支給基準額 (月額)	号 俸	支給基準額 (月額)
1号俸	12,500	41号俸	512,500	81号俸	1,012,500
2号俸	25,000	42号俸	525,000	82号俸	1,025,000
3号俸	37,500	43号俸	537,500	83号俸	1,037,500
4号俸	50,000	44号俸	550,000	84号俸	1,050,000
5号俸	62,500	45号俸	562,500	85号俸	1,062,500
6号俸	75,000	46号俸	575,000	86号俸	1,075,000
7号俸	87,500	47号俸	587,500	87号俸	1,087,500
8号俸	100,000	48号俸	600,000	88号俸	1,100,000
9号俸	112,500	49号俸	612,500	89号俸	1,112,500
10号俸	125,000	50号俸	625,000	90号俸	1,125,000
11号俸	137,500	51号俸	637,500	91号俸	1,137,500
12号俸	150,000	52号俸	650,000	92号俸	1,150,000
13号俸	162,500	53号俸	662,500	93号俸	1,162,500
14号俸	175,000	54号俸	675,000	94号俸	1,175,000
15号俸	187,500	55号俸	687,500	95号俸	1,187,500
16号俸	200,000	56号俸	700,000	96号俸	1,200,000
17号俸	212,500	57号俸	712,500	97号俸	1,212,500
18号俸	225,000	58号俸	725,000	98号俸	1,225,000
19号俸	237,500	59号俸	737,500	99号俸	1,237,500
20号俸	250,000	60号俸	750,000	100号俸	1,250,000
21号俸	262,500	61号俸	762,500	101号俸	1,262,500
22号俸	275,000	62号俸	775,000	102号俸	1,275,000
23号俸	287,500	63号俸	787,500	103号俸	1,287,500
24号俸	300,000	64号俸	800,000	104号俸	1,300,000
25号俸	312,500	65号俸	812,500	105号俸	1,312,500
26号俸	325,000	66号俸	825,000	106号俸	1,325,000
27号俸	337,500	67号俸	837,500	107号俸	1,337,500
28号俸	350,000	68号俸	850,000	108号俸	1,350,000
29号俸	362,500	69号俸	862,500	109号俸	1,362,500
30号俸	375,000	70号俸	875,000	110号俸	1,375,000
31号俸	387,500	71号俸	887,500	111号俸	1,387,500
32号俸	400,000	72号俸	900,000	112号俸	1,400,000
33号俸	412,500	73号俸	912,500	113号俸	1,412,500
34号俸	425,000	74号俸	925,000	114号俸	1,425,000
35号俸	437,500	75号俸	937,500	115号俸	1,437,500
36号俸	450,000	76号俸	950,000	116号俸	1,450,000
37号俸	462,500	77号俸	962,500	117号俸	1,462,500
38号俸	475,000	78号俸	975,000	118号俸	1,475,000
39号俸	487,500	79号俸	987,500	119号俸	1,487,500
40号俸	500,000	80号俸	1,000,000	120号俸	1,500,000

別表2（常勤役員等の賞与）

7月の賞与	報酬月額×1ヶ月分
12月の賞与	報酬月額×1ヶ月分

別表3（常勤役員等の退職手当算定式）

最終報酬月額 × 在任年数 × 功績倍率

※功績倍率については、対象者の功績と法人の経営状況を鑑み、理事会で決定する。

※上記在任年数は1ヶ年単位とし、端数は月割りとする。

ただし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。

別表4（非常勤役員等の報酬）

(1) 理事

	支給基準額（日額）
理事会等会議への出席	12,500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	

(2) 監事

	支給基準額（日額）
理事会等会議及び監事監査への出席	12,500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	

(3) 評議員

	支給基準額（日額）
評議員会等会議への出席	12,500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	

(4) 評議員選任・解任委員

	支給基準額（日額）
評議員選任・解任委員会への出席	12,500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	

(5) 第三者委員

	支給基準額（日額）
法人及び施設業務のための出勤	12,500円